

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○火薬類取締法施行規則（昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号）

改正案	現行
<p>（定置式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号まで、第二十二号の六及び第二十三号の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。</p> <p>（移動式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（定置式製造設備に係る製造方法の基準）</p>	<p>（定置式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十八号及び第二十三号の二から第二十七号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。</p> <p>（移動式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（定置式製造設備に係る製造方法の基準）</p>

参考資料 3

<p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第三号、第六号から第九号、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二、第十七号、第二十号、第二十五号及び第二十六号並びに前項第二号及び第三号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第三号、第九号、第十六号の二、第二十号及び第二十六号並びに前項第二号及び第三号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。</p>
--	---